

第 46 回 横浜市発達障害検討委員会 次第

【日時】平成 30 年 12 月 18 日（火）午後 3 時～5 時

【場所】市庁舎 8 階 8 B 会議室

1 開会

(1) 障害児福祉保健課長あいさつ

2 議題

(1) 第 45 回発達障害検討委員会報告について

(2) 今後の検討の方向性について

3 その他

平成 30 年 12 月 18 日
横浜市発達障害検討委員会

第 45 回発達障害検討委員会報告、及び今後の検討について

1 第 45 回発達障害検討委員会報告

(1) 概要

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の大幅な増加に対し、従来の障害福祉施策では十分に対応できていない（※）現状を踏まえ、ライフステージ全般に関する施策の方向性を確立するにあたっての、課題抽出を目的とした検討を行った。

（※）資料 2 「発達障害児・者に関する基礎情報」を参照。

(2) 方法

『軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者』が地域で自立した生活を送るための課題、および必要な支援について」をテーマに、次の 2 つの視点（ア・イ）に基づき、ディスカッションを実施した。

ア ライフステージ

【就学前】【学齢前期】【学齢後期】【成人期】の、ライフステージごとの課題

イ 対象者

【本人】【家族】【支援者】【社会】の、対象者ごとの課題

(3) 検討結果

抽出された課題については、資料 3 を参照。

2 検討結果の分類

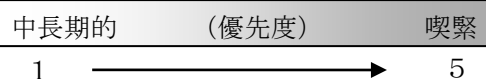
抽出された課題について、事務局にて分析を行い、「現在の施策等の変革、及び新規の取組が必要な事項」として、15 項目に分類した（資料 4 参照）。

3 今後の検討における留意点

(1) 本報告を踏まえ、発達障害施策に関する大きな変革が必要であり、全体及び具体的施策に関して十分な検討を行い、具体的な改善に結び付けることが重要である。

(2) 方向性を示す中でも、特に喫緊の課題として早急に改善すべき点を示し、具体的な改善にできる限り早く結びつけ、また現状から早急な改善が困難なものについては中長期的な視点で効果的な施策を検討すべきである。

→ 抽出された課題について、【ア 重要性】【イ 緊急性】【ウ 難易度（マンパワー・費用・時間の側面から）】の 3 つの視点に基づき、優先度を分類する（1～5 の 5 段階で示す）。



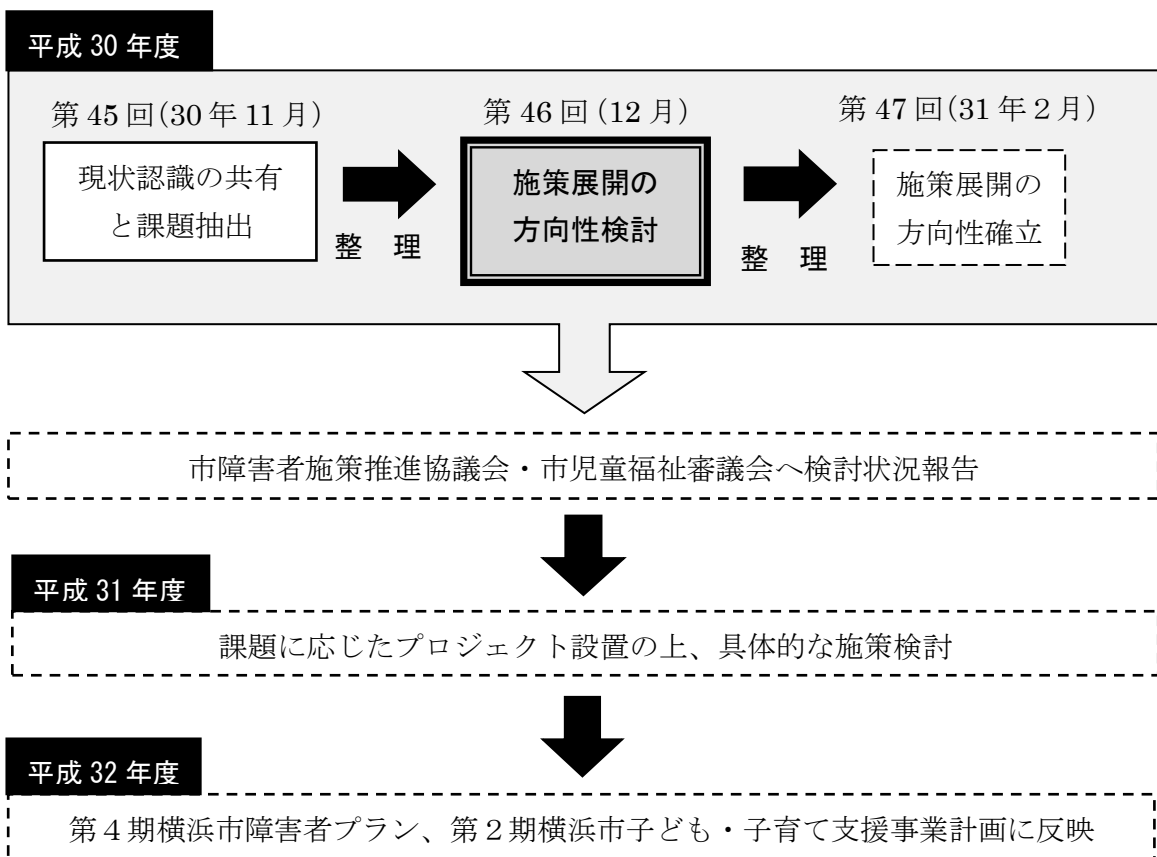
(3) 改善を進めるにあたっては、従来の施策やこれまでの検討結果を生かすとともに効果的・効率的に進めていく。そのためにも各事業の重複をさけ、公民の役割分担、共助・自助など実施主体ごとの役割を明確にし、相互に連携し補完しあうことが重要である。

(4) 改革にあたっては、特に福祉分野と教育分野の連携が重要である。

4 今後の流れ（予定）

- 第 45 回（11 月） 現状認識の共有と課題抽出
- 第 46 回（12 月） 施策展開の方向性検討
- 第 47 回（31 年 2 月） 施策展開の方向性確立
（31 年 3 月） 市障害者施策推進協議会、市児童福祉審議会へ検討状況報告
- 第 48 回以降
（31 年度） 課題に応じたプロジェクト設置の上、具体施策検討
（32 年度） 第 4 期横浜市障害者プラン、第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画に反映

【フロー図】



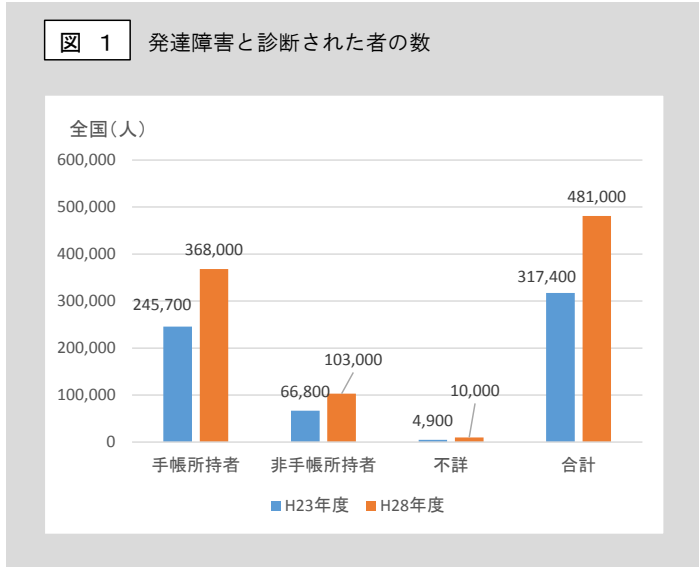
発達障害児・者に関する基礎情報

1 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

表 1 発達障害と診断された者の数

	全国（人）	
	H23年度	H28年度
手帳所持者	245,700	368,000
非手帳所持者	66,800	103,000
不詳	4,900	10,000
合計	317,400	481,000

図 1 発達障害と診断された者の数



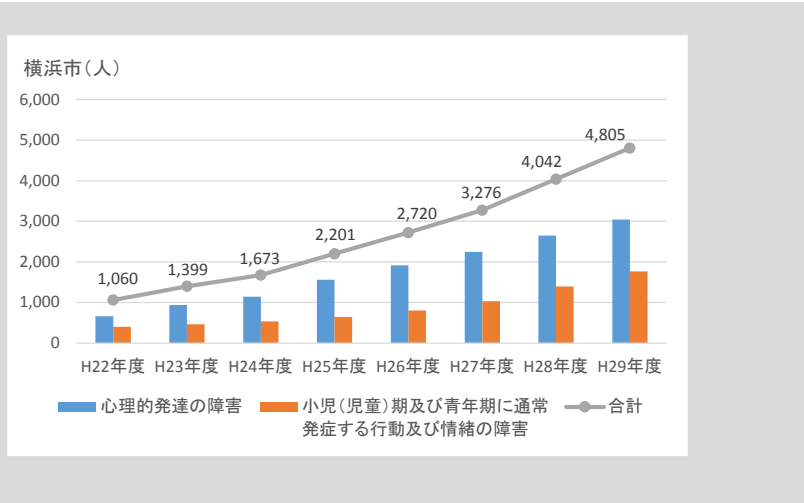
2 横浜市「横浜市統計書」

表 1 精神障害者等基礎把握数

注) 各区福祉保健センターが相談等により把握している人数。

年度	横浜市（人）							
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
心理的発達の障害	663	939	1,140	1,559	1,915	2,246	2,648	3,043
小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	397	460	533	642	805	1,030	1,394	1,762
合計	1,060	1,399	1,673	2,201	2,720	3,276	4,042	4,805

図 1 精神障害者等基礎把握数



(1) 診療部門

表 1 初診件数と発達障害の診断件数

(件)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
初診件数	2,454	2,645	2,569	2,864	3,144	4,046	3,811	3,944	4,256	4,432
うち発達障害の診断件数	1,558	1,673	1,551	1,759	2,006	2,759	2,542	2,722	2,960	2,956

※ 25年4月 よこはま港南地域療育センター開所

表 2 初診の障害別内訳（うち発達障害の診断件数）

(件)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
自閉性障害	483	499	468	480	654	907	896	1,316	1,385	1,461
アスペルガー障害	191	205	249	248	186	211	146	92	222	87
広汎性発達障害	780	856	746	898	1,035	1,487	1,283	1,091	1,066	1,128
注意欠損/多動性障害	81	91	71	110	112	125	189	183	248	242
学習障害	23	22	17	23	19	29	28	40	39	38
計	1,558	1,673	1,551	1,759	2,006	2,759	2,542	2,722	2,960	2,956

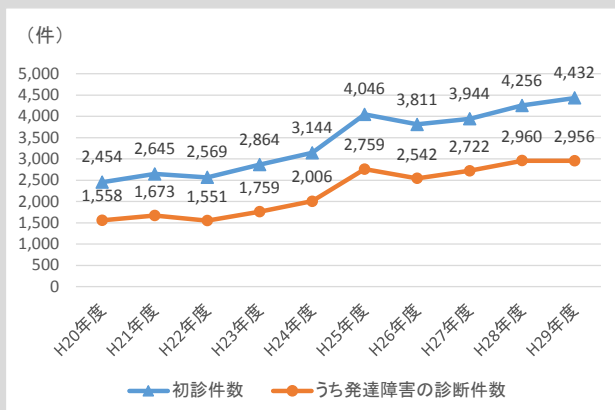
表 3 初診までの待機期間（未就学児のみ）

(月)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
初診までの待機期間	3.7	3.5	3.1	3.4	3.4	3.2	3.5

※ 25年4月 よこはま港南地域療育センター開所

図 1 初診件数と発達障害の診断件数



※ 25年4月 よこはま港南地域療育センター開所

図 2 初診の障害別内訳（うち発達障害の診断件数）

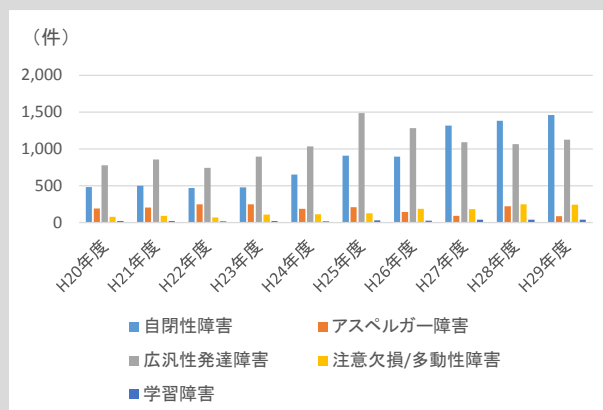
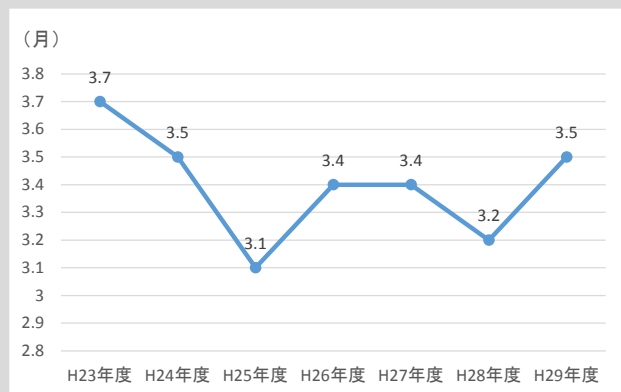


図 3 初診までの待機期間（未就学児のみ）



※ 25年4月 よこはま港南地域療育センター開所

(2) 知的通園部門

表 4 知的通園部門の在籍児数

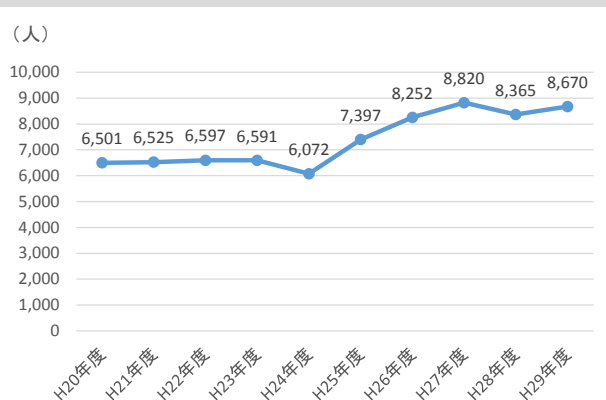
在籍児数	各年度、4月から3月までの毎月1日現在の在籍児童数の合計(人)									
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	6,501	6,525	6,597	6,591	6,072	7,397	8,252	8,820	8,365	8,670

※ 25年4月 よこはま港南地域療育センター開所

表 5 知的通園部門 利用児の障害別内訳

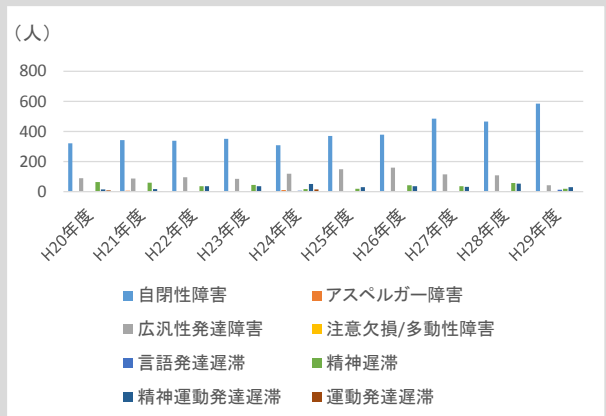
障害別内訳	各年度5月1日現在員(人)									
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
自閉性障害	321	342	338	351	309	371	380	485	467	585
アスペルガー障害	2	6	4	2	10	2	2	1	0	0
広汎性発達障害	89	87	96	86	120	148	159	115	109	43
注意欠損/多動性障害	0	0	0	1	0	0	1	2	2	3
言語発達遅滞	0	0	0	2	6	0	0	1	4	13
精神遅滞	63	59	35	45	17	19	42	36	57	20
精神運動発達遅滞	14	17	35	36	50	30	36	31	52	29
運動発達遅滞	9	3	0	0	14	2	0	1	1	0
脳性麻痺・脳原性運動障害	3	1	0	1	3	21	4	0	2	2
骨・関節障害	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
その他運動障害	0	0	1	0	0	4	1	2	3	1
難聴	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ダウン症候群	34	19	28	26	24	32	29	23	24	20
神経症圏	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
標準発達範囲(正常域)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
その他	1	2	1	0	0	5	1	3	2	7
計	536	538	538	550	553	636	656	700	723	723

図 4 知的通園部門の在籍児数



※ 25年4月 よこはま港南地域療育センター開所

図 5 知的通園部門 利用児の障害別内訳



(3) 児童発達支援部門

表 6 児童発達支援部門 利用児数

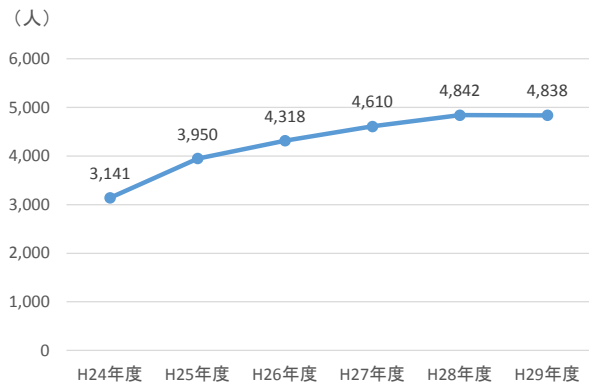
利用児数	各年度5月1日現在員(人)					
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	3,141	3,950	4,318	4,610	4,842	4,838

※ 25年4月 よこはま港南地域療育センター開所

表 7 児童発達支援部門 利用児の障害別内訳

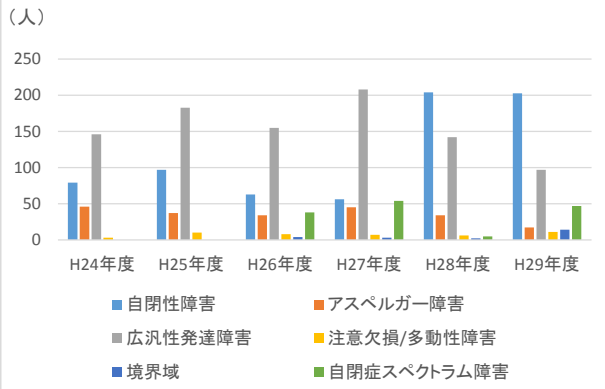
障害別内訳	各年度5月1日現在員(人)					
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
自閉性障害	79	97	63	56	204	203
アスペルガー障害	46	37	34	45	34	17
広汎性発達障害	146	183	155	208	142	97
注意欠損/多動性障害	3	10	8	7	6	11
言語発達遅滞	0	0	4	5	4	3
不器用症候群	1	0	0	2	1	1
境界域	0	0	4	3	2	14
自閉症スペクトラム障害	0	0	38	54	5	47
その他	5	4	0	0	0	0
計	280	331	306	380	398	393

図 6 児童発達支援部門 利用児数



※ 25年4月 よこはま港南地域療育センター開所

図 7 児童発達支援部門 利用児の障害別内訳



4 児童福祉法に基づくサービス

表 1 事業所数

	(箇所)					
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援	38	43	46	53	77	101
医療型児童発達支援	9	9	9	9	9	9
放課後等デイサービス	25	58	93	162	217	262
保育所等訪問支援	0	9	9	9	10	13

表 2 延べ利用者数

	(人)					
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援	96,310	124,673	140,759	159,562	176,280	199,766
医療型児童発達支援	17,431	19,123	22,127	20,953	18,849	18,604
放課後等デイサービス	39,289	86,458	201,550	350,782	521,130	652,983
保育所等訪問支援	0	146	96	66	89	128

表 3 横浜市における予算・決算額（障害児通所支援）

	(千円)					
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	1,081,441	1,589,903	3,175,543	3,482,835	5,763,015	7,693,938
決算額	1,543,972	2,049,654	3,273,155	4,909,228	7,116,963	9,008,275

図 1 事業所数

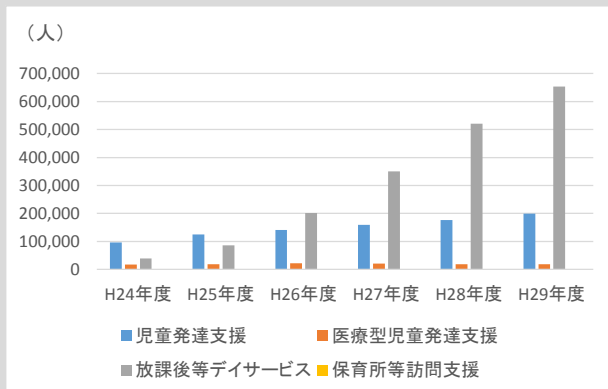


図 2 延べ利用者数

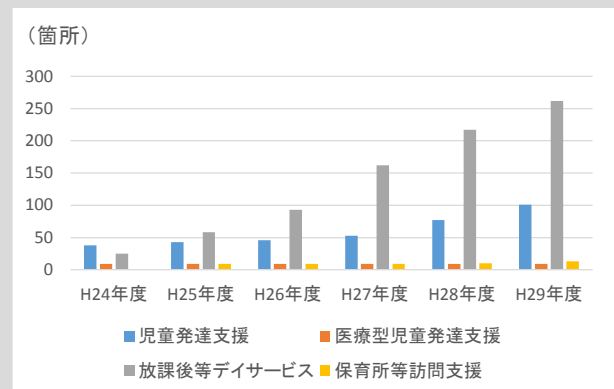
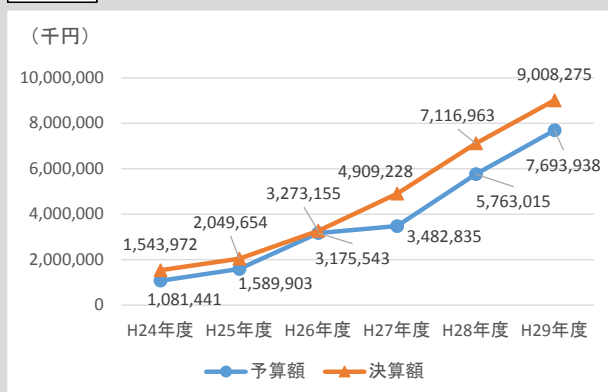


図 3 横浜市における予算・決算額（障害児通所支援）



5 学齢後期障害児支援事業

表 1 相談対応延件数

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
小児療育相談センター	9,955	9,567	9,555	10,533	11,089	11,771
総合リハビリテーションセンター	2,648	2,728	3,259	3,648	4,244	5,120
横浜市学齢後期発達相談室くらす		178	1,273	2,273	2,215	2,166
合計	12,603	12,473	14,087	16,454	17,548	19,057

※ 横浜市学齢後期発達相談室くらすは、平成25年12月開所

表 2 横浜市における予算・決算額

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
予算額	82,457	102,274	111,228	110,630	117,962	118,175
決算額	77,008	102,964	105,452	107,704	115,280	117,340

図 1 相談対応延件数

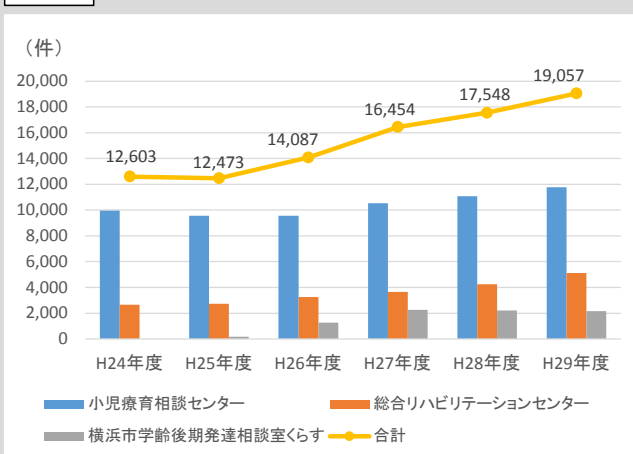
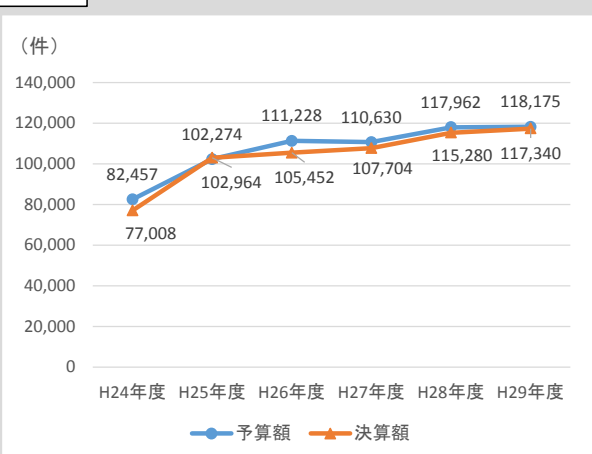


図 2 横浜市における予算・決算額



6 横浜市立学校における、特別支援教育に関わる幼児児童生徒数（抜粋）

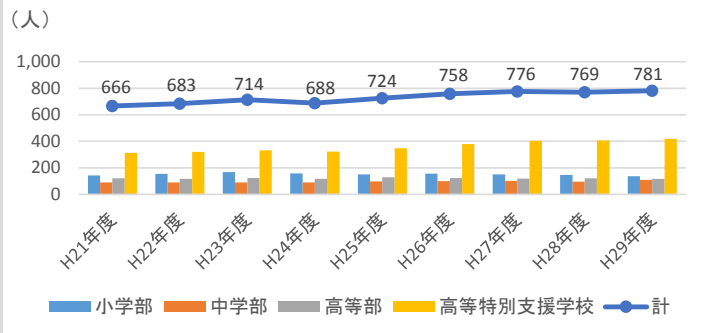
(1) 特別支援学校（知的・知的高等部）在籍児童生徒数

表 1 市立特別支援学校（知的・知的高等部）在籍児童生徒数

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
小学部	143	155	169	159	150	156	150	146	136
中学部	89	90	89	89	98	99	102	95	110
高等部	121	117	123	118	128	124	120	121	117
高等特別支援学校	313	321	333	322	348	379	404	407	418
計	666	683	714	688	724	758	776	769	781

図 1

市立特別支援学校（知的・知的高等部）
在籍児童生徒数



(2) 個別支援学級在籍児童生徒数

表 2 個別支援学級（小学校）在籍児童数

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
知的	911	1,107	1,092	1,164	1,347	1,615	1,963	2,241	2,574
自閉・情緒	2,185	2,210	2,288	2,398	2,487	2,474	2,359	2,416	2,440
弱視	10	8	9	10	11	19	13	14	16
計	3,106	3,325	3,389	3,572	3,845	4,108	4,335	4,671	5,030

表 3 個別支援学級（中学校）在籍生徒数

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
知的	534	568	648	644	655	752	846	929	940
自閉・情緒	648	731	746	806	843	861	873	870	819
弱視	5	5	4	2	0	2	4	5	5
計	1,187	1,304	1,398	1,452	1,498	1,615	1,723	1,804	1,764

図 2 個別支援学級（小学校）在籍児童数

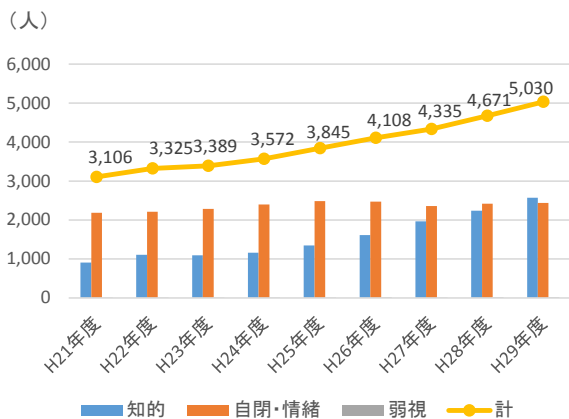
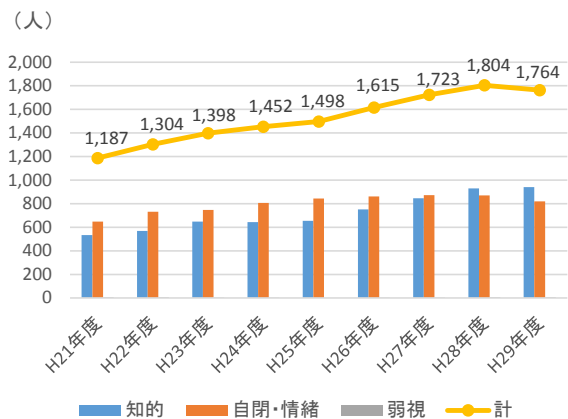


図 3 個別支援学級（中学校）在籍生徒数



(3) 通級指導教室在籍児童生徒数

表 4 通級指導教室（小学校）在籍児童数

(人)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
弱視	9	7	0	0	0	0	0	0	0
難聴	94	100	104	114	111	114	111	113	116
言語	424	417	405	417	402	446	509	535	540
情緒	588	581	576	603	576	565	694	726	793
LD・ADHD	139	149	173	193	222	269	340	384	444
計	1,254	1,254	1,258	1,327	1,311	1,394	1,654	1,758	1,893

表 5 通級指導教室（中学校）在籍生徒数

(人)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
弱視	1	1	0	0	0	0	0	0	0
難聴	26	19	20	17	23	26	26	25	24
言語	46	44	40	35	45	45	44	44	53
情緒	165	195	197	214	187	195	217	238	227
LD・ADHD	18	45	56	54	43	72	107	143	166
計	256	304	313	320	298	338	394	450	470

表 6 通級指導教室（盲特別支援）在籍児童生徒数

(人)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
小学部（弱視）	0	0	7	10	11	11	9	8	7
中学部（弱視）	0	0	3	1	2	1	1	2	4
計	0	0	10	11	13	12	10	10	11

表 7 通級指導教室（ろう特別支援）在籍児童生徒数

(人)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
小学部（難聴）	22	22	23	19	17	19	17	13	18
小学部（言語）	3	4	6	3	4	4	4	7	8
中学部（難聴）	3	4	7	9	10	11	13	19	19
中学部（言語）	0	0	0	0	0	0	1	1	1
計	28	30	36	31	31	34	35	40	46

図 4 通級指導教室（小学校）在籍児童数

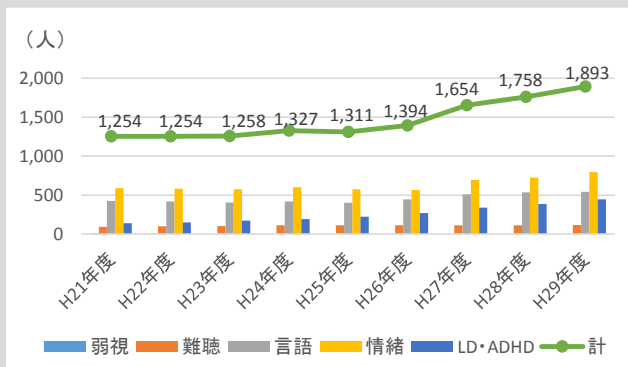


図 5 通級指導教室（中学校）在籍生徒数

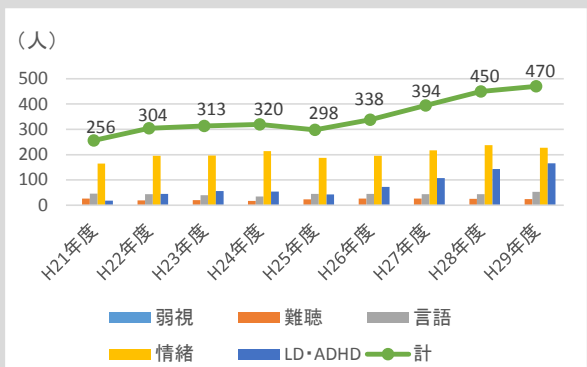


図 6

通級指導教室（盲特別支援）在籍児童生徒数

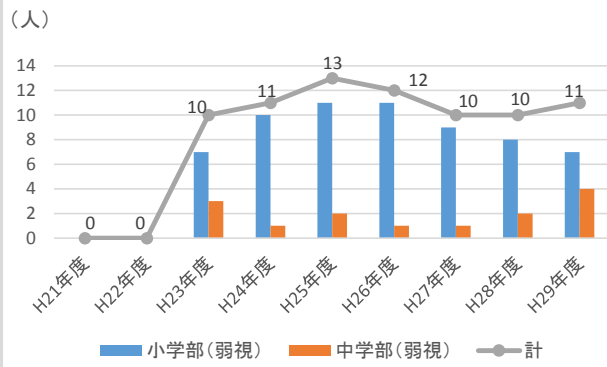
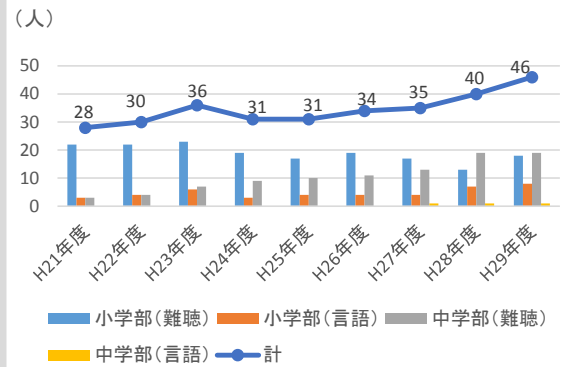


図 7

通級指導教室（ろう特別支援）在籍児童生徒数



7 就学・教育相談

表 1

障害種別就学・教育相談件数

(件)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
肢体不自由等	400	431	408	414	451
知的障害	1,120	1,077	1,033	1,096	1,144
発達障害	2,172	2,502	2,523	2,757	2,726

図 1

障害種別就学・教育相談件数

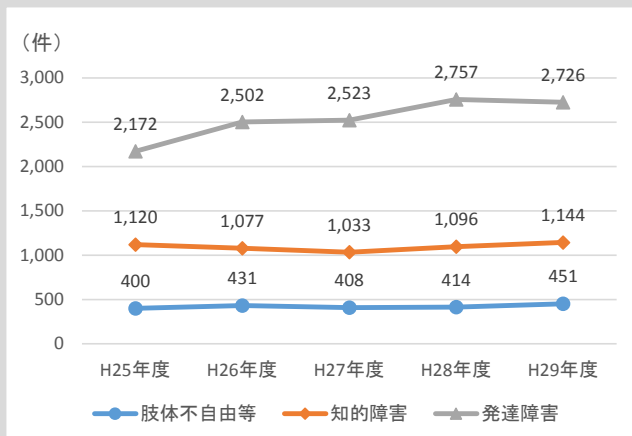


表 1 相談対応件数

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
相談件数（発達）	4,729	4,231	4,453	4,110	3,945	3,390	2,834	2,269
相談件数（就労）	630	891	1,102	1,685	1,764	1,822	2,010	2,002
計	5,359	5,122	5,555	5,795	5,709	5,212	4,844	4,271

表 2 機関コンサルテーション件数

	H28年度	H29年度
機関コンサルテーション件数	49	265

※ 機関コンサルテーション（地域支援マネジャー事業）は、H28年10月より開始、H29年10月に増員。

図 1 相談対応件数

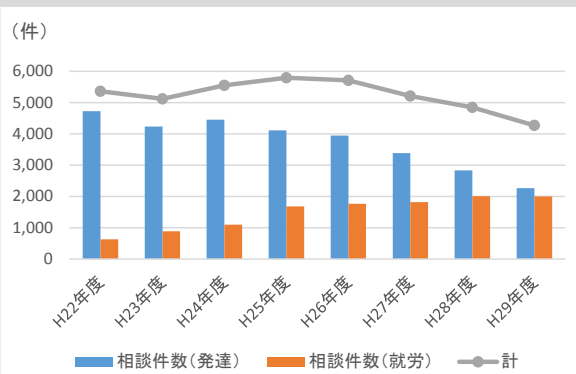
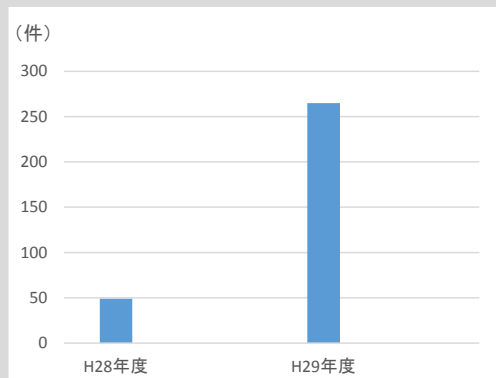


図 2 機関コンサルテーション件数



		0歳	6歳(小学校入学)	12歳(中学校入学)	18歳(高校卒業)	25歳	40歳	60歳~
		就学前	学齢前期	学齢後期	成人期			
対象者	社会	●民間の参入も含め、サービスを再構築。	●社会の理解(色々な子がいていいよ)。 ●インクルーシブな合意形成。 ●環境の中で生かされる。 ●情報を一元的に渡せる手段。 ●行政規模課題による。	●地域の連携の仕組みが整っていない(中学校区ぐらい)。 ●居場所になれるところがない。 ●地域(方面事務所単位ぐらい)での仕組み。 ●中高以降の居場所不足【仲間が減る、孤立化】。 ●発達障害≠特別。	●大学教員を含めての周囲の理解不足。 ●精神科医療の必要性。 ●地域の理解と受け皿。 ●長時間労働の困難な人への所得保障。 ●企業のメンタルヘルスへの支援が不足している。 ●生活の支援。			
	支援者	●先生方のサポート必須(幼・保・小)。 ●新しい評価の仕組み。 ●保育のユニバーサルデザイン化が必要。 (発達障害への専門性を高めるばかりでは弱い) ●療育センターの仕組みが破綻。 ●初診前のサポート不足。 ●早い時期に決めつけ。 ●コーディネーター機能の不足。 ●障害を告知する前の支援。	●制度はある程度整っているが、運用上の課題がある。 ●親に対する教育的関与。 ●サービス利用のコーディネーター。 ●一般級教員の支援不足。 ●学校の授業の質を向上。 ●既存のものをどう活用するかがポイント。	●専門性が十分でない。 ●昔からの教授法では対応できない。 ●心理等の多職種の資源が少ない。 ●療育センターの応援が必要。 ●放デイができた→地活は土日の利用が多くなっている。 ●医療のネットワーク不足。	●医療と福祉の連携不足。 ●大学の職員の障害への理解が必要。 ●支援の選択肢、情報収集が難しい。 ●就労期間の認識不足(決めつけ・押しつけ)。 ●医師・病院の不足。 ●支援者側の理解が不十分な結果、触法行動に繋がる。 ●突然、発達障害と知った時の支援者のあり方。 ●基幹相談支援センターの役割。 ●障害に渡って継続した支援、ナビゲーター。			
	家族	●親が障害があることに気づかない。 ●サービスの選択に迷う。 ●家族等の変化。「どこに連れて行ったら？」が変わってきた。	●親の障害受容に時間がかかる。 ●保護者への継続的なサポート。 ●保護者に対する教育、及び支援の不足(サービス利用等含め)。 ●保護者・支援者の責任か？ ●子供の変化に気づきにくい。 ●親に対する共感的な支援(ペアレントメンター)。	●二次障害のリスク(→医療サポート要)。 ●家族との関係が希薄に。 ●福祉に繋がっているか否かで認識が違ふ。 ●家族の孤立感、不安。 ●偏った情報。 ●医療に対する過大な期待。	●親からのプレッシャー。			
	本人	●一見分かりにくい特性の子が増えて いる。 ●医学的にも判断が難しくなっている。 ●対象者の増加。 ●知的の遅れなしが半分、軽度7割(増加中)。	●不登校→引きこもりへ。 ●不登校になった子が行く場所がない。 ●集団生活の苦しさ。 ●一斉学習になじまない。	●対象があいまい。 ●子どもの生活自体が忙しい。 ●二次障害の発生。	●自己理解の不足。 ●大学生になって(発達障害に)気づく。 ●ソーシャルスキルの必要性を認識しづらい。 ●未診断の方: 自立に向けての道程、上手いく・いかないの差が大きい。 ●就職段階で発達障害だと告知される。 ●二次障害。			
		就学前	学齢前期	学齢後期	成人期			
		0歳	6歳(小学校入学)	12歳(中学校入学)	18歳(高校卒業)	25歳	40歳	60歳~

(ラ イ フ ス テ ー ジ)

第45回 発達障害検討委員会におけるディスカッション抽出意見 整理表 **資料4**

★【既存の施策等の変革】及び【新規の取組】が必要な事項

	抽出された項目	課題項目(求められているもの)		対象となる機関、及び 主な担い手候補となる機関	【参考】 ● 関連する【既存】の施策 ◇ 【新規】の施策イメージ
		大項目	小項目		
1	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブな合意形成 地域の理解と受け皿 二次障害の発生 発達障害者特別 社会の理解(色々な子がいていいよ) 環境の中で生かされる 地域の連携の仕組みが整っていない(中学校区ぐらいで) 地域(方面事務所単位ぐらい)の仕組みづくり 集団生活の苦しさ 	障害理解の促進・普及啓発	共生社会の実現に向けた、社会全体の意識醸成。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 横浜市 ◎ 教育委員会 ◎ 発達障害者支援センター 他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【既存】自閉症啓発デーにおけるイベントの実施 ● 【既存】関係機関に対する普及啓発及び研修事業(発達障害者支援センター) ◇ 【新規】広汎な啓発事業の展開
2	<ul style="list-style-type: none"> 大学教員を含めての周囲の理解不足 企業のメンタルヘルスへの支援が不足している 大学の職員の障害への理解が必要 就労支援機関の認識不足(決めつけ、押し付け) 		学校や企業等に対する理解促進。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 横浜市 ◎ 発達障害者支援センター ◎ 就労支援センター ◎ 専門学校・大学・企業等 他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【既存】関係機関に対する普及啓発及び研修事業(発達障害者支援センター) ◇ 【新規】学校・企業等における障害理解促進事業等の創設
3	<ul style="list-style-type: none"> 民間の参入も含め、サービスを再構築 サービスの選択に迷う 家族等の変化「どこにつれていったら良いか?」に変わってきている。 療育センターの仕組みが破たん コーディネーター機能の不足 支援の選択肢、情報収集が難しい 基幹型相談支援センターの役割の明確化 専門性が十分でない 制度はある程度整っているが、運用上の課題がある 既存のものをどう活用するかがポイント 保育のユニバーサルデザイン化が必要(発達障害への専門性を高めるばかりでは弱い) 放課後等デイサービスができたため、地活は土日の利用が多くなっている 療育センターの応援が必要 	支援機関の連携と役割分担	支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域療育センター ◎ 地域子育て支援拠点 ◎ 障害児地域訓練会 ◎ 保育所・幼稚園 ◎ 小学校・中学校・高等学校 ◎ 特別支援学校・高等特別支援学校 ◎ 通信制校・サポート校・技能連携校 ◎ 特別支援教育総合センター ◎ 教育総合相談センター ◎ 障害児通所支援事業所(児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所) ◎ 学齢後期障害児支援事業所 ◎ 区福祉保健センター ◎ 基幹相談支援センター ◎ 精神障害者生活支援センター ◎ 指定特定相談支援事業所 ◎ 障害児相談支援事業所 ◎ 発達障害者支援センター ◎ 就労支援センター ◎ 青少年相談支援センター ◎ ユースプラザ ◎ 若者サポートステーション ◎ よこはま若者自立塾 ◎ 障害者ピア相談センター ◎ 就労系障害福祉サービス事業所 ◎ 障害者地域活動ホーム ◎ 地域ケアプラザ ◎ 民生委員・児童委員 他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【既存】(地域療育センターにおける)相談・通所支援事業・診療・地域支援 ● 【既存】サポートホーム事業 ● 【既存】相談支援事業(発達障害者支援センター) ● 【既存】就労支援事業(発達障害者支援センター) ● 【既存】地域支援マネジャー事業 ● 【既存】特別支援教育コーディネーター協議会 ● 【既存】児童支援専任会 ● 【既存】学校支援担当連絡者会 ● 【既存】(学齢後期障害児支援事業における)相談・診療・地域支援 ● 【既存】後見的支援制度
4	<ul style="list-style-type: none"> 生涯に亘って継続した支援ナビゲーター サービス利用のコーディネーター コーディネーター機能の不足 		ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 発達障害者支援センター ◎ 区福祉保健センター ◎ 基幹相談支援センター ◎ 精神障害者生活支援センター ◎ 指定特定相談支援事業所 ◎ 障害児相談支援事業所 ◎ 特別支援教育総合センター 他 	◇ 【新規】ライフステージを通し、一貫したサービス提供のためのコーディネート機能の検討
5	<ul style="list-style-type: none"> 医師、病院の不足 医療のネットワーク不足 精神科医療の必要性 心理等他職種の資源が少ない 医療と福祉の連携不足 未診断の方は自立に向けての道程で、上手い行かないの差が大きい 医療に対する過大な期待 	医療体制の充実、医療と福祉の連携強化。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 医師会・病院協会・医療機関 ◎ 横浜市立大学 ◎ 社会福祉士会 ◎ 地域療育センター ◎ 学齢後期障害児支援事業所 ◎ 発達障害者支援センター ◎ 区福祉保健センター ◎ 基幹相談支援センター ◎ 精神障害者生活支援センター ◎ 指定特定相談支援事業所 ◎ 障害児相談支援事業所 他 	◇ 【新規】連携による医療体制充実の取組	
6	<ul style="list-style-type: none"> サービスの選択に迷う 情報を一元的に渡せる手段 家族等の変化「どこにつれていったら良いか?」に変わってきている。 保護者に対する教育、及び支援の不足(サービス利用を含め) 	サービス情報提供システムの充実。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 横浜市 ◎ 発達障害者支援センター 他 	◇ 【新規】効果的な情報提供システムの創設	
7	<ul style="list-style-type: none"> 専門性が十分でない 心理・他職種の資源が少ない 大学の職員の障害への理解が必要 支援者側の理解が不十分な結果、船法行動に繋がる 突然、発達障害と知ったときの支援者の在り方 先生方のサポート必要 親に対する教育的関与 一般級教員の支援不足 学校の質を向上 	人材育成	専門性の高い支援者の養成。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国 ◎ 横浜市 ◎ 教育委員会 ◎ 発達障害者支援センター ◎ 地域療育センター ◎ 学齢後期障害児支援事業所 他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【既存】強度行動障害支援力向上研修 ● 【既存】地域支援マネジャー事業 ● 【既存】巡回支援専門員事業 ● 【既存】(地域療育センターによる)学校支援事業・巡回訪問 ● 【既存】Y-P指導者養成研修 ● 【既存】特別支援教育コーディネーター養成研修 ◇ 【新規】発達障害支援者向け教育機関の創設
8	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の増加 知的な遅れなしが半分、軽度7割(増加中) 一見判りにくい特性の子が増えている 医学的にも判断が難しくなっている 対象があいまい 障害を告知する前の支援 新しい評価の仕組みが必要 保育のユニバーサルデザイン化が必要(発達障害への専門性を高めるばかりでは弱い) 	支援体制の強化・拡充	就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域療育センター ◎ 保育所・幼稚園 ◎ 障害児相談支援事業所 ◎ 障害児通所支援事業所 ◎ 児童発達支援事業所 ◎ 地域子育て支援拠点 ◎ 障害児地域訓練会 他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【既存】巡回支援専門員事業 ● 【既存】幼保小連携事業 ● 【既存】就学時健診説明会

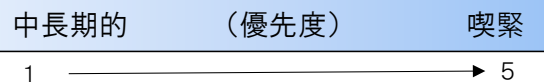
	抽出された項目	課題項目(求められているもの)		対象となる機関、及び 主な担い手候補となる機関	【参考】 ● 関連する【既存】の施策 ◇ 【新規】の施策イメージ
		大項目	小項目		
9	<ul style="list-style-type: none"> 先生方のサポートが必要(幼保小) 制度はある程度整っているが、運用上の課題がある 既存のものをどう活用するかがポイント 一般教員の支援不足 学校の授業の質を向上 昔からの教授法では対応できない 親に対する教育的関与 療育センターの応援が必要 一斉学習になじまない 	支援体制の強化・拡充	教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 教育委員会 ◎ 小学校・中学校・高等学校 ◎ 特別支援学校・高等特別支援学校 ◎ 通信制校・サポート校・技能連携校 ◎ 特別支援教育総合センター ◎ 教育総合相談センター ◎ 地域療育センター ◎ 学齢後期障害児支援事業所 ◎ 区福祉保健センター ◎ 基幹相談支援センター ◎ 精神障害者生活支援センター ◎ 障害児相談支援事業所 ◎ 障害児通所支援事業所(放課後等デイサービス事業所) ◎ 保育所・幼稚園 ◎ 放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール 他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【既存】先生方へのサポート、一般教員への支援⇒非常勤教諭の加配や特別支援教育支援員(有償ボラ)等の人的支援 ● 【既存】一斉学習になじまない子への支援⇒特別支援教室、通級指導教室 ● 【既存】授業の質の向上⇒「授業づくり講座」等の、様々な研修の実施 ● 【既存】特別支援学校センター的機能・通級指導教室支援センター機能 ● 【既存】教職員向け研修
10	<ul style="list-style-type: none"> 二次障害の発生 二次障害のリスク(医療的なサポートが必要) 福祉に繋がっているか否かで認識が違う 家族の孤立感、不安 偏った情報 居場所になれるところがない 中学校以降の居場所不足(仲間が減る、孤立化) 家族との関係が希薄に 対象があいまい 			学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 中学校・高等学校 ◎ 特別支援学校・高等特別支援学校 ◎ サポート校・技能連携校 ◎ 教育総合相談センター ◎ 学齢後期障害児支援事業所 ◎ 障害児相談支援事業所 ◎ 障害児通所支援事業所(放課後等デイサービス事業所) 他
11	<ul style="list-style-type: none"> 親が障害があることに気付かない 親の障害受容に時間がかかる 保護者への継続的なサポート 保護者に対する教育、及び支援の不足(サービス利用を含め) 親に対する共感的な支援(ペアレントメンター) 子どもの変化に気づきにくい 支援の選択肢、情報収集が難しい サービスの選択に迷う 親からのプレッシャー(が強い) 保護者・支援者の責任なのか? 家族等の変化「どこにつれていったら良いか?」に変わってきている。 両親の一方か両方が発達障害の疑い 	保護者への支援	保護者に対する支援の充実。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域療育センター ◎ 学齢後期障害児支援事業所 ◎ 発達障害者支援センター ◎ 障害児通所支援事業所(児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所) ◎ 障害児地域訓練会 ◎ 地域子育て支援拠点 他 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 【新規】ペアレントトレーニング機能の充実 ◇ 【新規】ペアレントメンター機能の充実 ◇ 【新規】情報提供等の新たな仕組みの検討
12	<ul style="list-style-type: none"> 集団生活の苦しさ 支援の必要性を声に出しにくい 二次障害の発生 発達障害≠特別 社会の理解(色々な子がいていいよ) インクルーシブな合意形成 ソーシャルスキルの必要性を認識しづらい 親からのプレッシャー 早い時期に決めつけ 		本人がその人らしく生きるための支援の充実。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域療育センター ◎ 学齢後期障害児支援事業所 ◎ 発達障害者支援センター ◎ 障害児通所支援事業所(児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所) ◎ 障害者ピア相談センター 他 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 【新規】本人講座等の創設
13	<ul style="list-style-type: none"> 居場所になれるところがない 中学校以降の居場所不足(仲間が減る、孤立化) 二次障害の発生 二次障害のリスク(医療的なサポートが必要) 家族との関係が希薄に 社会の理解(色々な子がいていいよ) 環境の中で生かされる 不登校→引きこもりへ 不登校になった子が行く場所がない 集団生活の苦しさ 		当事者の居場所の充実。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障害者地域活動ホーム ◎ 地域ケアプラザ ◎ 青少年相談センター ◎ ユースプラザ ◎ 若者サポートステーション ◎ よこはま若者自立塾 ◎ 放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール 他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【既存】若者支援各種事業 ● 【既存】ハートフルフレンド事業(引きこもりの児童生徒の家庭を訪問) ● 【既存】ハートフルスペース(市内4か所) ● 【既存】ハートフルルーム(小学校4か所 中学校6か所)
14	<ul style="list-style-type: none"> 二次障害の発生 二次障害のリスク(医療的なサポートが必要) 居場所になれるところがない 中学校以降の居場所不足(仲間が減る、孤立化) 家族との関係が希薄に 発達障害≠特別 社会の理解(色々な子がいていいよ) インクルーシブな合意形成 環境の中で生かされる 不登校→引きこもりへ 不登校になった子が行く場所がない 集団生活の苦しさ 一斉学習になじまない 子どもの生活自体が忙しい 	本人への支援	二次障害(引きこもり等)への対応力向上。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 小学校・中学校・高等学校 ◎ 特別支援学校・高等特別支援学校 ◎ 通信制校・サポート校・技能連携校 ◎ 教育総合相談センター ◎ 学齢後期障害児支援事業所 ◎ 青少年相談センター ◎ 児童相談所 ◎ 区福祉保健センター ◎ 基幹相談支援センター ◎ 精神障害者生活支援センター ◎ 指定特定相談支援事業所 ◎ 障害児相談支援事業所 ◎ 発達障害者支援センター 他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【既存】特別支援教室、通級指導教室 ● 【既存】ハートフルフレンド事業(引きこもりの児童生徒の家庭を訪問) ● 【既存】ハートフルスペース(市内4か所) ● 【既存】ハートフルルーム(小学校4か所 中学校6か所)
15	<ul style="list-style-type: none"> 大学生になって(発達障害に)気づく 就職段階で発達障害だと告知される 自己理解の不足 家庭生活を築きにくい 支援の必要性を声に出しにくい パートナーが困っている 親なき後の支援(の質) 親からのプレッシャー 未診断の方は自立に向けての道程で、上手く行く・行かないの差が大きい 両親の一方か両方が発達障害の疑い 二次障害 支援者側の理解が不十分な結果、触法行動に繋がる 精神科医療の必要性 長時間労働の困難な人への所得補償 生活の支援 		成人期の課題に対する、本人支援の充実。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 区福祉保健センター(高齢・障害支援課、生活支援課) ◎ 基幹相談支援センター ◎ 精神障害者生活支援センター ◎ 指定特定相談支援事業所 ◎ 発達障害者支援センター ◎ 就労支援センター ◎ 就労系障害福祉サービス事業所 ◎ 障害者地域活動ホーム ◎ 地域ケアプラザ ◎ 青少年相談センター ◎ ユースプラザ ◎ 若者サポートステーション ◎ よこはま若者自立塾 ◎ あんしんセンター ◎ 障害者ピア相談センター 他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【既存】(学齢後期障害児支援事業における)相談・診療・地域支援 ● 【既存】生活困窮者自立支援制度 ● 【既存】後見の支援制度 ● 【既存】サポートホーム事業 ◇ 【新規】発達障害支援センターの機能拡充 ◇ 【新規】生涯を通じたコーディネーター機能 ◇ 【新規】新たな情報提供システムの創設 ◇ 【新規】ピアカウンセリングの充実

関係機関整理表

- 【課題項目(求められているもの)】
- 障害理解の促進・普及啓発
 - ①共生社会の実現に向けた、社会全体の意識醸成
 - ②学校や企業等に対する理解促進
 - 支援機関の連携と役割分担
 - ③支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応
 - ④ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うため、コーディネート機能の強化
 - ⑤医療体制の充実、医療と福祉の連携強化
 - ⑥サービス情報提供システムの充実
 - 人材育成
 - ⑦専門性の高い支援者の養成
 - 支援体制の強化・拡充
 - ⑧就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充
 - ⑨教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化
 - ⑩学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上
 - 保護者に対する支援
 - ⑪保護者に対する支援の充実
 - 本人への支援
 - ⑫本人がその人らしく生きるための支援の充実
 - ⑬当事者の居場所の充実
 - ⑭二次障害(引きこもり等)への対応力向上
 - ⑮成人期の課題に対する、本人支援の充実

	就学前	学齢前期	学齢後期	成人期		
社会	障害児・者団体				社会	
	障害者社会参加推進センター					
支援者	地域療育センター・総合リハビリテーションセンター → ③・⑤・⑦・⑧・⑨・⑩・⑫				支援者	
	障害児通所支援事業所 → ③・⑧・⑨・⑩・⑫					
	児童発達支援事業 → ⑧		放課後等デイサービス事業所 → ⑩			
	特別支援学校 → ③・⑨・⑩・⑭					
	認定こども園 → ③・⑧	小学校 → ③・⑨・⑭	中学校 → ③・⑨・⑩・⑭	高等学校 → ③・⑨・⑩・⑭		大学 → ②
	保育所 → ③・⑧					専門学校等 → ②
	小規模保育事業所 → ③・⑧					通信制校・サポート校 → ③・⑨・⑩・⑭
	幼稚園 → ③・⑧					技能連携校 → ③・⑨・⑩・⑭
	横浜保育室 → ③・⑧					企業 → ②
	地域子育て支援拠点 → ③・⑧	放課後児童クラブ → ⑨・⑬				
		放課後キッズクラブ → ⑨・⑬				
		はまっ子ふれあいスクール → ⑨・⑬				
		医療機関 → ⑤				
		民生委員・児童委員 → ③				
				就労系障害福祉サービス事業所 → ③・⑮		
		地域ケアプラザ → ③・⑬・⑮				
		社会福祉協議会・障害者支援センター				
		障害児・者団体				
		障害者ピア相談センター → ③・⑫・⑮				
		障害児相談支援事業所 → ③・④・⑤・⑧・⑨・⑩・⑭				指定特定相談支援事業所 → ③・④・⑤・⑭・⑮
		基幹相談支援センター → ③・④・⑤・⑨・⑭・⑮				
		障害者地域活動ホーム → ③・⑬・⑮				
		区福祉保健センター → ③・④・⑤・⑨・⑭・⑮				
		児童相談所 → ⑭				
		少年保護・相談センター				就労支援センター → ②・③・⑮
				障害者更生相談所		
				精神障害者生活支援センター → ③・④・⑤・⑨・⑭・⑮		
				総合保健医療センター		
	総合リハビリテーションセンター					
			発達障害者支援センター → ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑩・⑫・⑭・⑮			
	小児療育相談センター					
			学齢後期障害児支援事業所 → ③・⑤・⑦・⑨・⑩・⑫・⑭・⑮			
	特別支援教育総合センター → ③・④・⑨					
	教育総合相談センター → ③・⑨・⑩・⑭					
			青少年相談支援センター → ③・⑬・⑭・⑮			
			ユースプラザ → ③・⑬・⑮			
			若者サポートステーション → ③・⑬・⑮			
			よこはま型若者自立塾 → ③・⑬・⑮			
			あんしんセンター → ⑮			
			障害者後見の支援運営法人			
	医師会 → ⑤					
	病院協会 → ⑤					
	横浜市立大学 → ⑤					
	社会福祉士会 → ⑤					
	国 → ⑦					
	横浜市 → ①・②・⑥・⑦					
	教育委員会 → ①・⑦・⑨					
家族	障害児・者団体				家族	
	障害児地域訓練会 → ③・⑧・⑫					
	障害者ピア相談センター → ③・⑫・⑮					
本人				ピア相談員 → ③・⑫・⑮	本人	
	就学前	学齢前期	学齢後期	成人期		

★ 課題項目の優先度分類について（【ア 重要性】【イ 緊急性】【ウ 難易度（マンパワー・費用・時間の側面から）】の3つの視点に基づき、1～5の5段階で示す）



	課題項目(小項目)	渡部委員長	平田委員	高木委員	小川委員	寺田委員	安藤委員	西尾委員	池田委員	坂上委員	中野委員
1	共生社会の実現に向けた、社会全体の意識醸成。										
2	学校や企業等に対する理解促進。										
3	支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応。										
4	ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。										
5	医療体制の充実、医療と福祉の連携強化。										
6	サービス情報提供システムの充実。										
7	専門性の高い支援者の養成。										
8	就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充。										
9	教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化。										
10	学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上。										
11	保護者に対する支援の充実。										
12	本人がその人らしく生きるための支援の充実。										
13	当事者の居場所の充実。										
14	二次障害(引きこもり等)への対応力向上。										
15	成人期の課題に対する、本人支援の充実。										

平成 30 年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学教授 大学院教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	医療従事者	高木 一江	横浜市中心部地域療育センター
4	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	寺田 純一	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	安藤 壽子	NPO法人 L' enfantPlaza (らんふあんぷらざ)
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	西尾 紀子	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	NPO法人 ユースポート横濱 よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	横浜市自閉症児・者親の会

平成30年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

	局名	補職名	氏名	
事務局	健康福祉局	障害福祉部長	本吉 究	
		企画課長	平木 浩司	
		障害企画課長	佐渡 美佐子	
		障害福祉課長	佐藤 祐子	
		障害支援課長	上條 浩	
		精神保健福祉推進担当課長	榎本 良平	
		こども青少年局	こども福祉保健部長	細野 博嗣
		企画調整課長	福嶋 誠也	
		障害児福祉保健課長	遠藤 文哉	
		青少年相談センター所長	内田 太郎	
		放課後児童育成課長	茨 志麻	
		子育て支援課長	永井 由香	
		保育・教育運営課長	武居 秀顕	
	幼・保・小連携担当課長	金子 正人		
	教育委員会事務局	特別支援教育課長	須山 次郎	
		特別支援教育相談課長	青木 正章	
事務担当	健康福祉局	企画課企画担当係長	江原 顕	
		障害企画課企画調整係長	中村 剛志	
		障害企画課施策推進担当係長	米澤 宏彰	
		障害企画課精神保健福祉係長	中村 秀夫	
		障害企画課就労支援係長	奈良 茜	
		障害福祉課生活支援係長	石川 裕	
		障害福祉課地域活動支援係長	吉原 祥子	
		障害支援課在宅支援係長	黒米 健一	
		障害支援課事業支援係長	品田 和紀	
		障害者更生相談所相談係長	市原 剛	
		こころの健康相談センター相談援助係長	新海 隆生	
		こども青少年局	企画調整課企画調整係長	三堀 浩平
			障害児福祉保健課担当係長	酒井 拓水
	障害児福祉保健課担当係長		土屋 友美	
	青少年相談センター相談支援担当係長		児島 献一	
	教育委員会事務局	特別支援教育課担当係長	永井 俊雄	
		特別支援教育課担当係長	菊地 弘美	
		特別支援教育相談課担当係長	野池 和美	

横浜市発達障害検討委員会運営要綱

制 定 平成 17 年 8 月 10 日 福障福第 440 号（局長決裁）
最近改正 平成 29 年 3 月 23 日 健障企第 3172 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 発達障害者支援法（平成 16 年 12 月 10 日法律第 167 号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図るため、横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条に定める横浜市障害者施策推進協議会の部会として設置する横浜市発達障害検討委員会（以下「委員会」という。）を運営するにあたり必要な事項を定める。

2 本委員会は、法第 19 条の 2 に規定する発達障害者支援地域協議会として位置づける。

（検討事項）

第 2 条 委員会で検討する事項は次のとおりとする。

- (1) 発達障害児・者の実態把握について
- (2) 支援計画の作成について
- (3) 今後の支援体制について
- (4) 発達障害の理解促進の実施について
- (5) その他必要となる事項について

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから局長が任命する。

- (1) 発達障害者やその家族
- (2) 学識経験者その他関係者
- (3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う者

（委員の任期）

第 3 条の 2 委員の任期は、2 年までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の意見聴取)

第6条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(懇談会)

第7条 委員会は、特に必要があると認められる時には、会議に、発達障害に関する専門事項について助言を求めため、懇談会を設置することができる。

2 懇談会の委員は、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の中から就任を依頼する。

3 懇談会は、必要に応じて、委員長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の招集は、局長が行なう。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。